

令和3年第6回定例会
議案等参考資料

協議第1号及び協議第2号関係

- 1 協議第1号関係
学校閉庁日の取り扱いについて

学校閉庁日の設定について（案）

おいらせ町教育委員会

- 1 目的

長期休業期間における年次休暇のより一層の取得促進を図り、もって職員の勤務意欲の向上及び健康の維持増進並びに働きやすい環境を構築するため、おいらせ町立小・中学校の夏季休業中の学校閉庁日を設定する。

※ 学校閉庁日

「勤務時間が割り振られた日に原則として教職員が休暇等を取得することにより、学校が業務を行わない日」をいう。

- 2 閉庁日

令和3年8月11日（水）～13日（金） 3日間

【参考】令和2年度／8月12日（水）～14日（金）3日間

- 3 閉庁日の緊急連絡先（8時15分～17時まで）

おいらせ町教育委員会 学務課 電話0178-56-4258

- 4 その他

- (1) 緊急時の連絡は、おいらせ町教育委員会学務課が対応し、校長等へ連絡する。
- (2) やむを得ない場合を除き学校に勤務者を置かない。
- (3) 原則として、部活動等は実施しない。（大会参加等やむを得ない場合を除く。）

(案)

令和3年7月 日

おいらせ町立
小・中学校 保護者の皆様へ

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一
(公印省略)

夏季休業中の学校閉庁について (お知らせ)

保護者の皆様には、日頃よりおいらせ町の教育振興にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、おいらせ町教育委員会では、近年の教職員の職務実態を踏まえ、学校教育の充実のためには教職員が心身ともにゆとりを持って子どもと向き合う環境をつくる必要があると考えております。

つきましては、その取組の一つとして、町内各小中学校において、子どもたちや保護者、地域の状況に十分に配慮して、夏季休業中の学校閉庁日を下記のとおり設定することといたしました。

何卒、本趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 目 的

近年の教職員の勤務実態を踏まえ、学校教育の充実のためには教職員が心身ともにゆとりを持って子どもたちと向き合う必要があると考え、おいらせ町立小・中学校の夏季休業中の学校閉庁日を設定します。

2 閉庁日 令和3年8月11日(水)～13日(金) 3日間

3 閉庁日の緊急連絡先(8時15分～17時まで)

おいらせ町教育委員会 学務課 電話0178-56-4258

4 その他

(1) 緊急時の連絡等は、おいらせ町教育委員会学務課が対応し、校長等へ連絡します。

(2) やむを得ない場合を除き学校に勤務者を置かないこととします。

(3) 原則として、部活動等は実施しません。(大会への参加等、やむを得ない場合を除きます。)

担当：おいらせ町教育委員会学務課

電話 0178-56-4258

FAX 0178-56-4268

2 協議第2号関係
学校給食費無料化事業について

おいらせ町学校給食費の免除に関する条例

平成30年12月20日

条例第33号

(目的)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定により保護者が負担する学校給食に要する費用(以下「学校給食費」という。)を、免除することで、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条の保護者をいう。
- (2) 学校 おいらせ町立学校設置条例（平成18年おいらせ町条例第79号）第2条の規定に掲げる小学校及び中学校をいう。

(免除の対象者)

第3条 この条例において、学校給食費免除の対象とすることができる者は、おいらせ町の学校へ在籍している児童生徒の保護者で、おいらせ町に住所を有している者とする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助の支給を受けている保護者については、この限りでない。

(免除の範囲)

第4条 町長は、前条の規定に該当すると認めたときは、学校給食費を全額免除することができる。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

学校給食費無料化事業に関するアンケートの結果報告について

学校給食費無料化事業に対する保護者の考えや意見を把握するためアンケート調査を実施したので結果を報告するものです。

1 概要

- ◆ 調査期間 令和2年9月2日～9月18日
- ◆ 調査対象
 - 【免除】 町内小中学校在籍している児童生徒の保護者
 - 【補助】 ① 町外の小中学校に在籍する児童生徒の保護者で、町内に居住している保護者
 - ② 特別支援学校の小中学部に在籍する児童生徒の保護者で、町内に居住している保護者
- ◆ 調査方法 無記名方式
 - 【免除】 学校を通してアンケート用紙を配布・回収
 - ※ 兄弟姉妹で小中学校に在籍しアンケートが複数渡った場合、学年が一番上の児童生徒の学校へ返信用封筒に入れて提出。
(1世帯1枚提出)
 - 【補助】 郵便にてアンケート用紙を配布・回収

2 回答状況

区分	回答者数
免除	1,507
下田中学区	338
木ノ下中学区	726
百石中学区	443
補助	26
合計	1,533

問2 給食費無料化事業を

項目 \ 中学校区	下田	木ノ下	百石	補助	計	割合(%)
継続	295	634	374	22	1,325	86.4
一部変更継続	24	56	39	0	119	7.8
不要	18	34	26	4	82	5.3
未回答	1	2	4	0	7	0.5
計	338	726	443	26	1,533	100.0

問3 給食費単価は

項目 \ 中学校区	下田	木ノ下	百石	補助	計	割合(%)
高い	5	11	9	0	25	1.7
安い	73	191	113	5	382	25.4
妥当	257	507	313	21	1,098	73.0

問4 無料になった分を何に使っているか 【複数回答可】

項目 \ 中学校区	下田	木ノ下	百石	補助	計	割合(%)
習い事や部活動	148	357	181	8	694	26.4
食費等生活費	219	390	262	15	886	33.8
学用品等の購入	158	261	160	8	587	22.4
子供の為の貯蓄	92	195	110	7	404	15.4
その他	10	24	17	3	54	2.1

問5 子供に公費で賄われている事を教えているか

項目 \ 中学校区	下田	木ノ下	百石	補助	計	割合(%)
教えている	157	269	165	18	609	42.0
これから教えた	66	220	112	2	400	27.6
教えていない	98	206	130	6	440	30.4

問6 無料化になった理由をどのように説明している(する予定)か 【複数回答可】

項目 \ 中学校区	下田	木ノ下	百石	補助	計	割合(%)
保護者の経済的負担を軽減する為	93	216	102	8	419	24.2
町民全体で子育てを支援する為	181	380	213	17	791	45.6
食育を推進する為	38	101	63	4	206	11.9
町長の公約である為	63	148	88	4	303	17.5
その他	5	3	5	2	15	0.9

問7 無料化になった事による家庭での変化があったか 【複数回答可】

項目 \ 中学校区	下田	木ノ下	百石	補助	計	割合(%)
税金について考えるようになった	40	116	63	2	221	12.4
家族で給食の話をするようになった	75	166	91	4	336	18.8
給食や食育に興味を持つようになった	61	110	54	5	230	12.9
町の事業や政策に興味を持つようになった	137	266	144	16	563	31.5
何も変わっていない	97	213	118	7	435	24.4

学校給食費無料化事業に関するアンケート 用紙

平成31年1月から学校給食費無料化事業が始まり1年半が経過しました。この事業は令和4年3月（令和3年度末）で終了予定ですが、保護者様の給食費無料化に対するご意見や考えを把握し、事業の検証の参考とさせていただくため、アンケートを実施することにしましたので、ご協力ください。

該当する箇所にチェック☑やご意見を記入してください。

◎兄弟姉妹で小中学校に在籍しアンケートが複数渡った場合、学年が一番上の児童生徒の学校へ返信用封筒に入れて提出してください。（1世帯1枚提出）

学校への提出期限 令和2年9月18日（金）

【問1】

現在、小中学校に在籍しているお子様は何名ですか。（数字をご記入ください）

小学校 _____名 中学校 _____名 合計 _____名

【問2】

現在、おいらせ町では「保護者がおいらせ町に住所を有する児童生徒」を対象に給食費を公費でまかなっており、町内の小中学校に在籍している児童生徒は免除（無料）、町外の小中学校に在籍している児童生徒は、おいらせ町や在籍校市町村の単価を基準に補助金として給付しています。この事業について、あなたの考えに近いものを次の中から1つだけお答えください。また、理由についてもお答えください。

- 今後も継続してほしい
- 一部変更して継続してほしい（一部保護者負担など）
- 無料化事業は不要だと思う

理由

【問3】

現在、1食あたり小学校255円、中学校300円で給食を提供しています。この単価について、あなたの考えに近いものを次の中から1つだけお答えください。

- 高いと思う
- 安いと思う
- 妥当だと思う

【問4】

給食費が無料になった分のお金は何に使っていますか。次の中からお答えください。

（複数回答可）《参考》 給食費相当額 小学生：51,000円/年 中学生57,000円/年

- 習い事や部活動の費用
- 食費等生活費
- 学用品等の購入
- 子どものための貯蓄（進学費用等）
- その他（下欄にご記入ください）

その他

【裏面もあります】

【問5】

あなたは子どもに学校給食費が公費でまかなわれていることを教えていますか。次の中から1つだけお答えください。

- 教えている (→問6へ)
- これから教えたい (→問6へ)
- 教えていない (→問7へ)

【問6】

問5で「教えている」「これから教えたい」と答えた方にお尋ねします。無料化になった理由をどのように説明していますか。またはどのように説明したいと考えていますか。あなたの考えに近いものをお答えください。(複数回答可)

- 保護者の経済的負担を軽減するため
- 町民全体で子育てを支援するため
- 食育を推進するため
- 町長の公約であるため
- その他 (下欄にご記入ください)

その他

【問7】

給食費が無料になったことにより、ご家庭で何か変化はありましたか。次の中からお答えください。(複数回答可)

- 税金について考えるようになった
- 家族で給食の話をするようになった
- 給食や食育に興味を持つようになった
- 町の事業や政策に興味を持つようになった
- 何も変わっていない

【自由意見】

ご意見がありましたら下欄へお書きください。

ご協力ありがとうございました。

問い合わせ先：おいらせ町立学校給食センター
電話：0178-38-5881

〔〇〇〇中学校区〕